

余裕期間設定工事試行要領

(目的)

第1条 この要領は、平成28年2月17日付け総行行第41号（及び国土入企第17号）により総務省自治行政局行政課長（国土交通省土地・建設産業局建設業課長連名）から依頼があった、施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について、早期に発注・契約を行い、受注者の円滑な施工体制の整備を図るため、建設資材の調達や労働力確保に資する余裕期間を設定する工事を、三重県が発注する建設工事において試行するにあたっての実施方法等を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、「余裕期間」とは契約日から実工期の始期（現場着手日を指す。以下「工事着手日」という。）の前日までの期間で、受注者が工事施工体制を整備するための期間をいう。

- 2 この要領において、「実工期」とは実際に工事を施工するために必要な期間で、準備工を含む期間（標準工期）をいう。
- 3 この要領において、「全体工期」とは余裕期間と実工期を合計した期間をいう。なお、三重県公共工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）に定義する「工期」とは全体工期を指すものとする。

(対象工事)

第3条 余裕期間を設定する工事（以下「余裕期間設定工事」という。）は次の各号のすべてを満たす工事とし、対象工事を所管する発注機関の長が、当該発注機関の競争入札審査会の審査を経て指定することとする。

- (1) 発注が可能で工事着手時期が特定されている工事
- (2) 余裕期間の設定により、全体事業計画に影響を及ぼさない工事
- (3) 年度内（繰越手続き等が完了済みの場合は当該期間内）に工期を確保でき、余裕期間を設定したことにより繰り越し生じない工事
- (4) 緊急性が無い工事
- (5) 現場着手前に工場製作期間が無い工事

- 2 前項各号の要件を満たす工事であっても、余裕期間は必要に応じて各発注機関の長が指定するものであり、要件を満たすすべての工事に適用するものではない。

なお、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年三重県条例第9号）第1条に定める工事については前項各号の要件を満たしても対象外とする。

(余裕期間設定工事における取扱い)

第4条 余裕期間設定工事においては、次の各号の取扱いとする。

- (1) 余裕期間は、契約締結日から90日間を超えない範囲で設定するものとする。
- (2) 余裕期間の設定は、あらかじめ工事着手日を指定する方式（以下「発注者指定方式」という。）又は着手期限までの余裕期間内で受注者が工事着手日を選択できる方式（以下「任意着手方式」という。）のいずれかとする。なお、任意着手方式における工事着手日は、受注者が落札決定日の翌日から起算して3日以内（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日を除く。以下「休日」という。）に工事着手日通知書を提出することにより定めるものとする。

ただし、工事着手日を休日に設定することはできない。また、設定した工事着手日により、工期末が休日となるような設定もできない。
- (3) 余裕期間設定工事の前払金請求は、工事着手日以降とする。
- (4) 余裕期間設定工事における主任（監理）技術者（以下「技術者」という。）及び現場代理人（以下これらの者を「技術者等」という。）の選任は契約時とするが、配置及び専任又は常駐が必要な期間は工事着手日からとする。なお、余裕期間中における現場代理人については「現場代理人の取扱いについて（通知）」で定める条件を満たす場合は兼任を可能とする。

また、余裕期間中は受注者の技術者等、又は受注者の下請負人等が現場に立ち入り、資材の搬入又は仮設物の設置等工事着手することを認めない。
- (5) 余裕期間の設定にかかる積算上の割増は行わないものとする。また、任意着手方式で受注者が選択した工事着手日により生じた必要な費用は、変更契約の対象としない。
- (6) 発注機関は、あらかじめ余裕期間の日数又は工事着手日（任意着手方式にあっては着手期限日）を指定し、設計書（仕様書）に記載するものとする。また、特記仕様書（施工条件明示一覧表）の工程関係欄も同様とし、これにより工事着手日を定めることとする。
- (7) 余裕期間設定工事において、調査基準価格に満たない額で契約する場合、三重県低入札価格調査実施要領第7条に基づき配置する担当技術者は、同要領同条第1項第4号の規定によらず工事着手日に配置できる状況にあることとする。なお、当該担当技術者が低入札価格調査資料提出時に他の工事に従事している場合は、資料提出時に誓約書を提出するものとする。

(入札手続)

第5条 発注機関の長は、余裕期間設定工事を入札に付する際、入札公告上に次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 工期は全体工期及び実工期（又は工事着手日若しくは着手期限日）を記載すること
- (2) 前条第3号のこと
- (3) 技術者等の配置時期は工事着手日とすること
- (4) その他余裕期間設定により周知が必要なこと

(契約等手続)

第6条 余裕期間設定工事の契約等の手続きにあたっては、次のとおり取扱うものとする。ただし、任意着手方式の受注者が余裕期間を設定しなかった場合（契約日と工事着手日が同日であった場合）は、これらの規定は適用せず、通常の工事と同様の契約等の手続きを行うものとする。

- 2 建設工事請負契約書における取扱いは次の各号とし、建設工事請負契約書の条項（以下「契約条項」という。）に、余裕期間設定工事用の特約条項として付加する。
 - (1) 建設工事請負契約書の工期は全体工期及び実工期を記載する。
 - (2) 契約条項第16条第2項の工事用地の管理について、契約の日から工事着手日の前日までの管理は、発注者の責任において行うこととし、この間、受注者は資材の搬入や仮設物の設置等を行ってはいけない。
 - (3) 契約条項第18条第5項及び第19条の請負代金額の変更について、受注者が選択した施工時期（工事着手日）により生じた必要な費用は負担しない。
 - (4) 契約条項第34条第1項の前金払の請求時期について、工事着手日以降とする。
- 3 契約時又は契約後に提出を求める書類の取扱いは次の各号とし、共通仕様書の規定に基づかない取扱いは、特記仕様書に記載するものとする。
 - (1) 工程表の提出については、共通仕様書に基づき契約締結後14日以内に提出するものとする。なお、記載にあたっては余裕期間を除いた工程とする。
 - (2) 施工計画書の提出については、共通仕様書に基づき工事着手日前又は施工方法が確定した時期に提出するものとする。
 - (3) 現場代理人等選任通知書の提出については、共通仕様書に基づき契約時に提出するものとする。ただし、配置を要する時期は第4条第4号のとおりとする。

- (4) コリンズの受注時登録については、共通仕様書に基づき契約後15日以内に登録申請するものとする。ただし、登録にあたって工期及び現場代理人の従事期間は全体工期で、技術者の従事期間は実工期で登録するものとする。また、竣工時登録の際に工事概要欄に余裕期間設定工事であることを記載するものとする。
- (5) 建設業退職金共済制度掛金収納書の提出については、共通仕様書によらず工事着手日までに提出するものとする。

(技術者が工事着手日に配置できない場合の対応について)

第7条 前条第3項第3号により通知された技術者が、何らかの理由により工事着手日に配置できなかつた場合、原則として技術者の変更を認めない。ただし、次の各号を満たす場合を除く。

- (1) 技術者が工事着手日前に従事していた工事の不可抗力による遅延、若しくは技術者の退職、死亡又は病休により当該技術者が配置できなくなつた場合で、入札参加条件の実績及び資格とも（実績を求める場合は資格のみを）満たす他の技術者（以下「有資格者」という。）の配置が可能である場合。なお有資格者には、入札時に配置予定技術者を求め、三重県一般競争入札実施要綱の様式第2-1号に複数の技術者が記載されていた場合で、選任されなかつた者を含むものとする。
- (2) 前号により技術者の変更を認める場合で、専任を要する技術者を変更する場合の雇用関係の恒常性（3ヶ月）については、変更する時点（工事着手日）において前3ヶ月以上の恒常的な雇用関係を有していることとする。
- 2 前項の規定により技術者が配置できなかつた受注者は、工事続行不能届を提出し、発注者は契約を解除するものとする。
- 3 前項の規定による契約解除が、次の各号の一に該当する場合は、発注機関の長は三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領第8条に規定する報告を部長に行うこととする。
- (1) 受注者の責により、技術者が入札時（契約時）又は余裕期間中に従事中であった工事が遅延して、工事着手日に配置できなくなつた場合
- (2) 余裕期間中に技術者が他工事に配置されたため、工事着手日に配置できなくなつた場合
- (3) 余裕期間中に技術者が営業所専任技術者等に就いたため、工事着手日に専任配置ができなくなつた場合
- 4 現場代理人については、前項までの規定によらず変更を認めるものとする。

- 附 則 この要領は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。
- 附 則 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。